

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 9 月 2 8 日

東京地方裁判所立川支部民事第 4 部

裁判所書記官 小 林 裕 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 1 0 月 1 4 日 午前 9 時 0 0 分から 令和 8 年 1 0 月 2 1 日 午後 5 時 0 0 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 1 0 月 2 7 日 午前 1 0 時 0 0 分 場 所 東京地方裁判所立川支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 1 1 月 1 1 日 午前 1 1 時 0 0 分 場 所 東京地方裁判所立川支部民事第 4 部
特別売却 実施期間	令和 8 年 1 0 月 2 8 日 午前 1 0 時 0 0 分から 令和 8 年 1 0 月 3 0 日 午後 5 時 0 0 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行または損害保険会社の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 3 3 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 9 月 2 8 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和8年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	10,350,000 8,280,000	一括	2,070,000	48,527	13,882
1	3,050,000				
2	7,300,000				
		</			



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 武蔵村山市神明二丁目 |
| | 地 番 | 54番1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 151.80平方メートル |
| 2 | 所 在 | 武蔵村山市神明二丁目54番地1 |
| | 家屋 番号 | 54番1 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 62.10平方メートル
2階 34.78平方メートル |
| | (現況) | |
| | 床 面 積 | 1階 62.10平方メートル
2階 約66平方メートル |



物件明細書

令和 8 年 8 月 7 日

東京地方裁判所立川支部民事第4部

裁判所書記官 板垣正之

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります。）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意



味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。
このほか、B I Tシステムの「お知らせ」メニュー内の各裁判所にある「競売ファイル・競売手続説明書」にも登載されています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 武蔵村山市神明二丁目 |
| | 地 番 | 5 4 番 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 5 1. 8 0 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 武蔵村山市神明二丁目 5 4 番地 1 |
| | 家屋 番号 | 5 4 番 1 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 6 2. 1 0 平方メートル
2 階 3 4. 7 8 平方メートル |
| | (現況) | |
| | 床 面 積 | 1 階 6 2. 1 0 平方メートル
2 階 約 6 6 平方メートル |



令和8年（ヌ）第64号
令和8年6月11日受理
令和 年8.7月10日提出
（評価人：大和田公一）

現 況 調 査 報 告 書

東京地方裁判所立川支部
執行官 佐 治 憲 彦

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 武蔵村山市神明二丁目 |
| | 地 番 | 54番1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 151.80平方メートル |
| 2 | 所 在 | 武蔵村山市神明二丁目54番地1 |
| | 家屋 番号 | 54番1 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 62.10平方メートル
2階 34.78平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	東京都武蔵村山市神明二丁目54番地の1（住居表示未実施）		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項			
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である ☒ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☒ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☒ 床面積： 2階 約66㎡		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある — 種類： 構造： 床面積：		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を 居宅 として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■所有者	1 本件建物は、夫と子供の三人家族で居住しています。ペットとして犬一匹を飼っています。 2 本件建物の玄関先に私の姓の隣に並んで表示している表札は、以前本件建物で同居していた亡くなった父親の姓です。 (令和8年6月26日面接聴取)

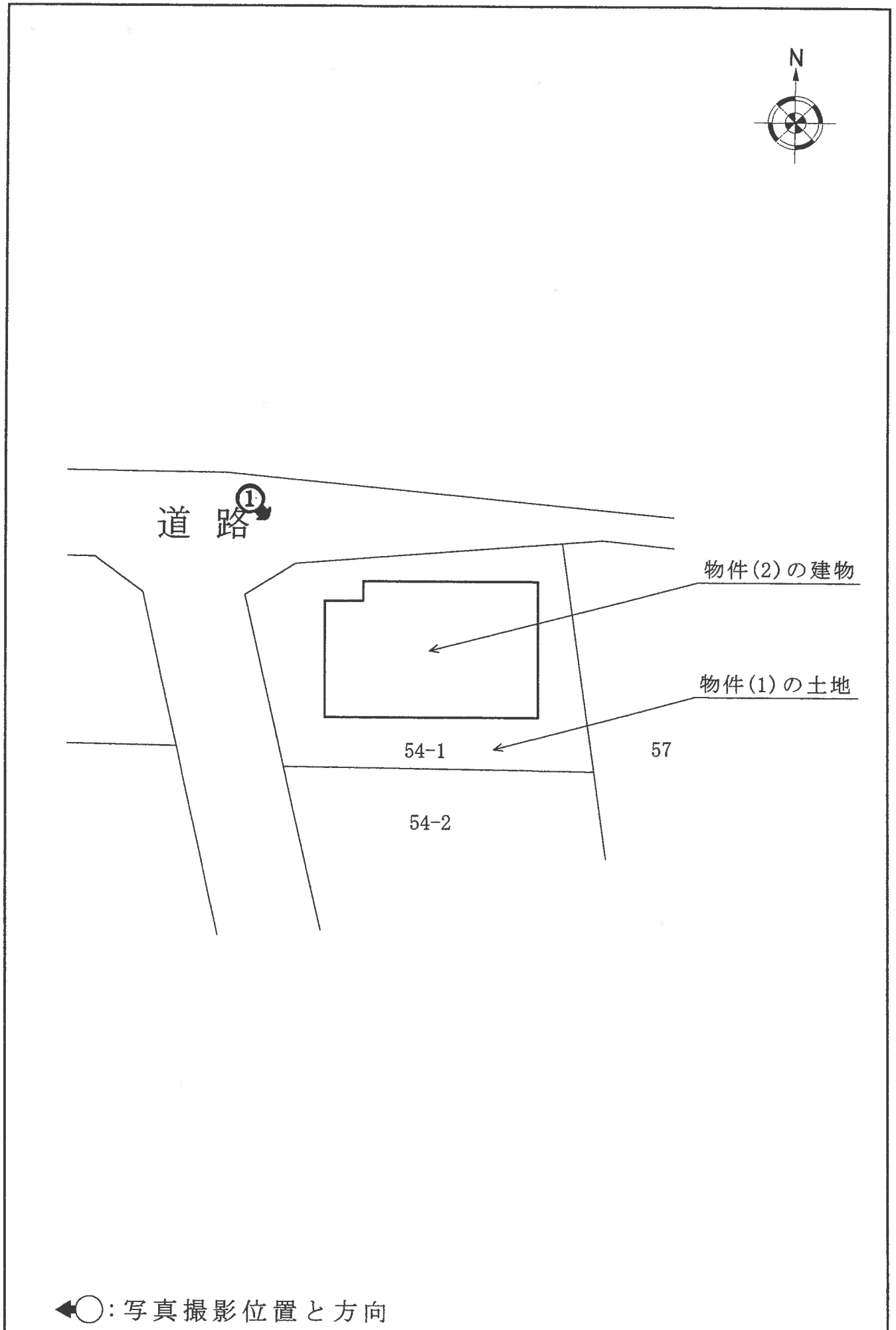
執行官の意見

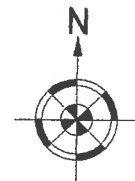
- 1 本物件の状況は、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付写真のとおりである。
- 2 本件建物の占有状況については、表札、公共料金関係書類の存在、関係人の陳述及び現場の使用状況から、2枚目のとおり報告する。

以 上

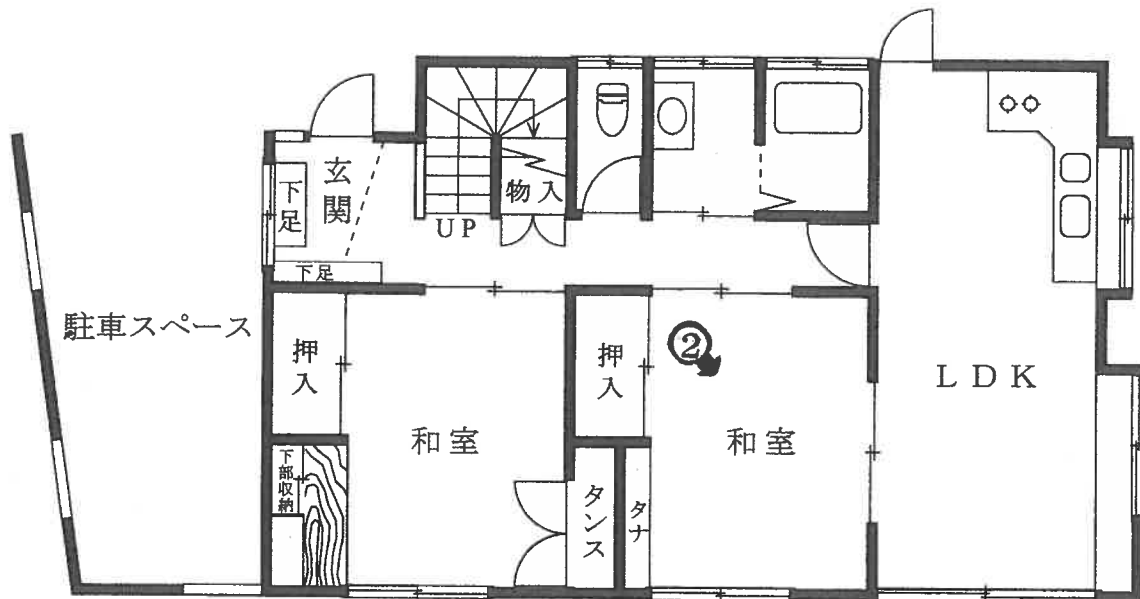
調 査 の 経 過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和8年6月15日 12:48-12:58	物件所在地	■物件確認 ■物件調査 ■占有調査 ■外観写真撮影 □立入調査 □図面作成 □写真撮影 ■居住者に対し、臨場日時通知書差置
令和8年6月18日 8:37-8:45	東京法務局西多摩支局	■不動産全部事項証明書取得
令和8年6月26日 17:55-18:20	物件所在地	■立入調査 ■物件調査 ■占有調査 ■写真撮影 ■図面作成 ■評価人同行 ■所有者に面接聴取
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
(特記事項) ■ 令和8年6月26日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 □ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 □ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ■ 写真 3枚添付		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

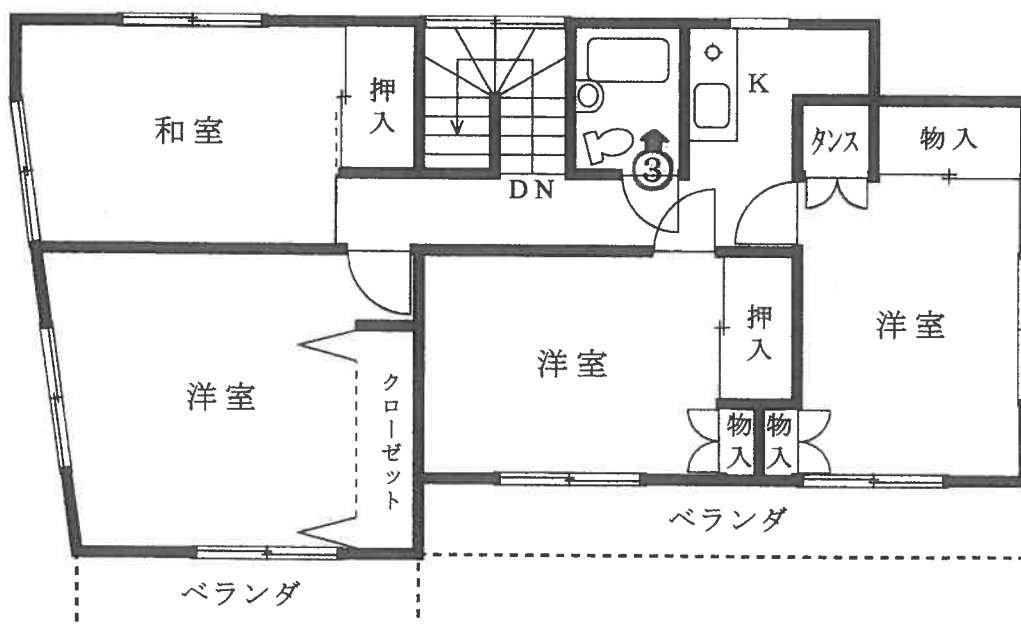




1 階



2 階



2 階、現況床面積約66㎡

◀○: 写真撮影位置と方向

1



2



3



(8 枚図)

令和8年（ヌ）第64号
令和8年6月26日現地調査
令和8年7月24日評価

東京地方裁判所立川支部
民事第4部不動産執行係 御中

評 価 書

評価人 大和田 公一

第1 評価額

一 括 価 格	
金 10,350,000円	
内 訳 価 格	
物件1（土地）	金 3,050,000円
物件2（建物）	金 7,300,000円

- 1 一括価格は、物件1及び2の各不動産について、一括売却（民事執行法第61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は、物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は、当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法第58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	次頁物件目録記載のとおり		同 左
2	次頁物件目録記載のとおり		床面積：2階 約66平方メートル
番号	特 記 事 項		
	特にない		

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 武蔵村山市神明二丁目 |
| | 地 番 | 5 4 番 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 5 1 . 8 0 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 武蔵村山市神明二丁目 5 4 番地 1 |
| | 家屋 番号 | 5 4 番 1 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 6 2 . 1 0 平方メートル
2 階 3 4 . 7 8 平方メートル |



第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等 (物件1)

位 置 ・ 交 通	多摩モノレール「上北台」駅の北西方約1.9km（道路距離）、徒歩約24分、最寄りバス停（コミュニティバス）まで徒歩約3分に位置する（附属資料「位置図」参照）。	
付 近 の 状 況	近隣は、中小規模の戸建住宅、アパート等が見られる南東向き傾斜の高台に位置する住宅地域であり、地域の北西側背後には山林が控える。 小・中学校、図書館、診療所、郵便局、コンビニエンスストア、スーパーストア等の便益施設は概ね徒歩圏内に存する。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の 個別的な規制を考 慮しない一般的な 規制)	都市計画区分 用途地域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 第1種低層住居専用地域 40% 80% なし（法第22条区域） 第1種高度地区、建築物の高さの限度10m、日影規制（一） 宅地造成等工事規制区域 航空法 東京都景観条例（丘陵地景観基本軸）
画 地 の 状 況	地 積 形 状 間口・奥行 地 勢 そ の 他	151.80㎡（登記地積）※地積測量図の備付けはない。 ※ 法務局で調査したところ、物件1土地を直接求積した地積測量図は存しなかった。隣接地の地積測量図等を参考にした概測の地積、建築確認申請上の地積からすると、現況と登記地積に大幅な乖離は生じていないものとみられるが、正確な地積や境界は専門家による測量を実施しなければ分からない。なお、測量により登記地積とは異なる結果が得られる可能性もあるため留意を要する。 ほぼ台形 南西側間口約10m・奥行約14～15.5m 宅盤面は概ね平坦である。なお、南西側市道からは等高ないし約1.3m高く、北西側市道からは等高ないし約1.5m低く位置する。また、南側隣接地からは約1.3m高く、東側隣接地からは約1m低い。 敷地南西側の建物1階部分にビルトインの駐車スペースがある。

接面道路の状況等	南西側で現況幅員約4.4mの舗装市道（建築基準法第42条1項1号）と等高いし約1.3m高く、北西側で現況幅員約1.8m～約4mの舗装市道（建築基準法適用外）と等高いし約1.5m低く接面する現況角地である。	
土地の利用状況等	・ 物件1土地は、物件2建物の敷地として利用されている。 ・ 建物の配置は、現況調査報告書「土地建物位置関係図」のとおり。	
供給処理施設 (基本的には敷地内への引き込みの有無を基準としている)	上水道 都市ガス 下水道	あり なし ※プロパンガスの利用 あり
土地の履歴等	国土地理院の航空写真によると、昭和49年12月頃には建物の屋根が確認できる。昭和36年9月頃は山林等であったものと見受けられる。 閉鎖登記簿による地歴調査からは、過去に、土壤汚染の疑いのある所有者等の端緒は認められない。	
特記事項	① 物件1土地の南西側は、大谷石擁壁の上にコンクリートブロックが4段ほど増し積みされている。大谷石擁壁の高さは約0.3～1m。外観上は、擁壁のはらみや目立った損傷等は見られないが、大谷石は風化・劣化し易いため、建替え等にあたっては、その時点における必要な材料強度を有しているという根拠がない限り、安全と判断することが出来ないとされているため注意が必要である。また、コンクリートブロック部分については、60cm(ブロック3段)を超え、コンクリートブロックに土圧を受けていると判断された場合には、再建築等にあたり改善が要求される可能性がある。 さらに、物件1土地の北西側、東側、南側にも擁壁・土留めが存する。地積測量図が存しないため境界の位置が不明確であり、擁壁等の帰属について判明しなかった部分があるが、今後、専門家や所轄官庁等より擁壁や地盤の強度・安全性が確保されていないと判断された場合には、改修や組直し等の指導、また建築物に対しても、安全性確保のための指導を受ける可能性があり、不測の費用負担が生じる可能性もあるため留意を要する。 ② 敷地内に擁壁を有するため、宅盤面の面積は水平投影面積と比較してやや少ない。 ③ 敷地の東側及び南東側については、立木、雑草等が繁茂し立ち入りが困難であったため、境界付近の確認ができなかった。 ④ 敷地内の植栽が隣接地や道路に越境している。 ⑤ 物件1土地は、『武蔵村山市浸水ハザードマップ』の浸水想定区域には指定されていない。また、過去の浸水履歴については、武蔵村山市に記録が残る平成14年以降、物件1土地における浸水履歴はない。	

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物	
建 築 時 期 及 び 経 済 的 残 存 耐 用 年 数	建築年月日(登記記載) 経 過 年 数 経済的残存耐用年数	昭和50年3月21日新築 ※ 増築年月日については未登記である。武蔵村山市課税課の記録上は、平成2年1月となっている。 新築後約51年、増築後約37年 経済的残存耐用年数を既に経過していると判定。
仕 様	構 造 屋 根 外 壁 内 壁 天 井 床 設 備 そ の 他	木造2階建 瓦葺等 モルタル吹付け等 クロス貼り、塗壁、板張り等 クロス貼り、合板等 フローリング、畳、CFシート等 台所、ミニキッチン、浴室、洗面台、トイレ、ユニットバス等 ※設備の動作確認は行っていない。 2階南側にベランダがある。
床面積（現況）	1階 62.10 m ² 2階 約66 m ² 延べ 約128.10 m ²	
現 況 用 途 等	現 況 用 途 間 取 り	居宅 6LDK 〔1階〕 和室(2)、LDK、洗面台、浴室、トイレ等 〔2階〕 洋室(3)、和室(1)、ミニキッチン、三点式ユニットバス等
品 等	中位の下	
保守管理の状況	やや劣る	
建物の利用状況	・建物所有者が本建物を居宅として使用している。 ・占有減価等の要因はない。	

特 記 事 項	① 物件2建物が所在する地名地番において、昭和49年11月付の建築確認済証の発行記録が存するが、台帳上の敷地面積、建築面積、延べ面積は本物件と相違している。また、検査済証の発行記録は記載がないほか、増築についても建築確認等の記録が見当たらず、建物の遵法性は確認できなかった。 ② 現況の建築面積、延べ面積は法定の建蔽率、容積率を超過しており、再建築に際しては同じ規模の建物は建築できないため留意を要する。 ③ 建物外部は、過去に外壁塗装を行った形跡があるが、外壁には多数のクラックが観察された。また、屋根や木部の劣化等、全体的に経年に伴う老朽化、劣化が認められる。 ④ 室内は、2階北西側和室に顕著な雨漏りが生じており、天井が損傷しているほか、内壁や床には雨染みが観察された。また、1階和室にも雨漏り跡や天井の白カビが観察された。さらに、和室を中心に床の沈みが多数認められたほか、内装や建具の汚れや劣化、扉の開閉不具合、台所や浴室等の汚れ、設備の劣化・陳腐化も観察され、全体的に老朽化している。 ⑤ 物件2建物は、旧耐震基準の時代に新築された建物である。 また、建築年からすると建材にアスベストが使用されている可能性を否定することができないが、アスベストの有無については、専門調査会社による調査を行わなければ詳細が分からないため留意を要する。 ⑥ 室内で小型犬を1匹飼育している。
---------	--

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1 (土地)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	更地価格		地 積 ウ	建付 減価 エ	建付地価格 オ
	標準画地価格 ア	個別格差 イ			
1	108,000円/㎡	× 0.96	× 151.80㎡	× 0.85	= 13,380,000円

※総額(円)については、1万円未満四捨五入とした。(以下同じ)

ア 標準画地価格 : 下記の規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して地域の標準画地の価格を求めた。なお、標準画地は、近隣において、土地の概況(間口、奥行、規模等)及び利用状況等が標準的な中間画地を想定した。

【 公示地 (武蔵村山-6) 】

$$\begin{array}{ccccccc}
 \text{公示価格} & & \text{(時点修正)} & \text{(標準化補正)} & \text{(地域格差)} & & \text{(規準価格)} \\
 124,000\text{円}/\text{m}^2 & \times & \frac{101}{100} & \times \frac{100}{105} & \times \frac{100}{110} & = & 108,000\text{円}/\text{m}^2 \\
 & & & & & & \text{(上三桁未満四捨五入)}
 \end{array}$$

時 点 修 正 : 令和8年1月1日から評価日までの推定変動率である。

標準化補正 : 方位(南) +5% 公示地の標準化補正を考慮(北方位を標準)。

地 域 格 差 : 公示地の所在地域と対象不動産の所在地域を比較して、交通接近条件・街路条件・環境条件・行政的条件等を総合的に考量して判定した。

イ 個 別 格 差 : 下記の個別的要因を考慮して個別格差率を査定した。

- ・道路方位(南西) +4%
- ・現況角地 +1%
- ・形状(ほぼ台形) -1%
- ・高低差(北西側市道、及び東側隣接地より低い) -3%
- ・擁壁を含む -5%

$$\text{相乗積} (1.04 \times 1.01 \times 0.99 \times 0.97 \times 0.95 \doteq 0.96)$$

$$\underline{\underline{\text{個別格差} : 0.96}}$$

ウ 地 積 : 登記数量による。

エ 建 付 減 価 : 敷地と建物の適応状態を考慮した結果、-15%と判定した。

② 物件2（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法、及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 ア	現況延床面積 イ	現価率 ウ	建物価格 エ
2	180,000円/㎡	× 約128.10㎡	× 0.01	= 230,000円

ア 再調達原価：対象建物の現状の使用資材、施工の程度等を観察し、その仕様の標準的な原価を採用した。

イ 現況延床面積：現況数量による。

ウ 現 価 率：建築後約51年、増築後約37年になる建物であり、建物の現況（建物内外部の汚れ・老朽化・劣化等が認められる）、建物の保守管理の状況等の物理的要因による減価、間取りの旧式化、設備の旧式化・陳腐化等による機能的要因による減価、検査済証の発行記録が無く、建物の違法性が確認できない築年数の古い中古建物の市場性等の経済的要因による減価、観察不能部分の不測の減価等を考慮した結果、取引市場においては既に経済的残存耐用年数を経過しているものと判定される。よって、残価率相当である1%をもって建物の現価率と判定した。

・経済的残存耐用年数は、物理的・機能的・経済的観点から建物の現況及び地域的特性の推移・動向等を考慮して査定したもので、税務上の耐用年数とは一致するものではない。

残価率	1%
経過年数	約51年
経済的残存耐用年数	—
観察減価率	—

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を決定した。

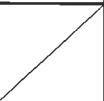
① 土地利用権等価格

物件番号	建付地価格 ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 ウ
1	13,380,000円	× 0.7	法定地上権	= 9,370,000円

ア 建 付 地 価 格 : 前記 1. ①. オ

イ 土地利用権等割合 : 売却により法定地上権が成立するものと解される。法定地上権割合は、近隣における借地権の取引慣行、課税上の割合等を参考に、建物の性質等、地上権としての特性等を勘案して判定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件番号	基礎となる価格 ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	評 価 額 カ
1	13,380,000円	－ 9,370,000円		×0.95	×0.8	= 3,050,000円
2	230,000円	＋ 9,370,000円	×1.0	×0.95	×0.8	= 7,300,000円
一括価格（合計）						10,350,000円

ア 基礎となる価格 : 前記 1

イ 土地利用権等価格 : 上記 2. ①. ウ

ウ 占有減価修正 : 必要なし

エ 市場性修正 : 郊外に位置し需要がやや限定的である地域性、境界や地積が不明確であること、その他のリスク要因を考慮すると土地・建物一体として市場性の減退が生じると判定し、上記のとおり市場性修正を行った。

オ 競売市場修正 : 「第2 評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮して修正を行った。

第6 参考価格資料

[指標とした公示価格等]

【 公示地 (武蔵村山-6) 】

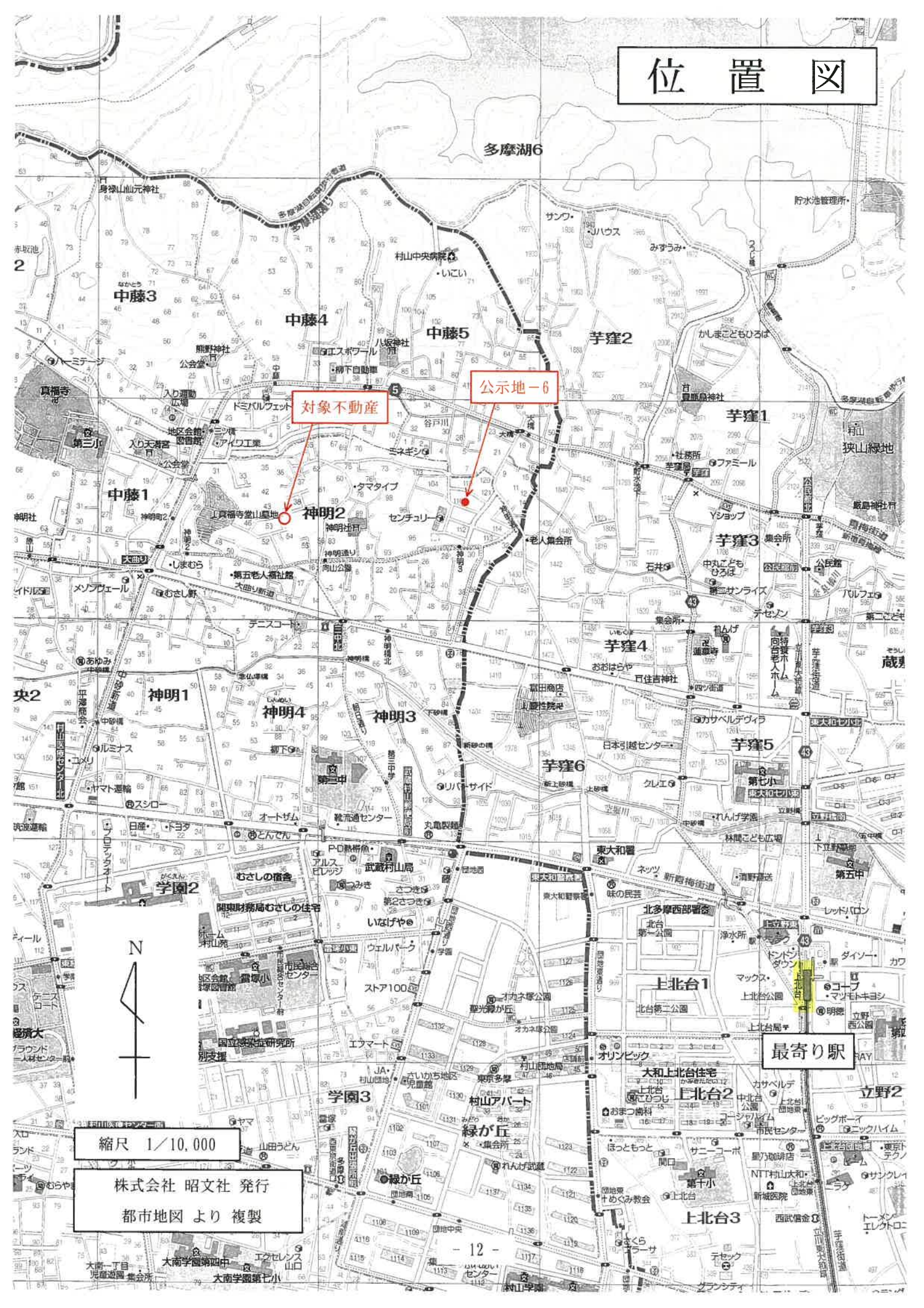
価 格 時 点	令和8年1月1日
所 在 ・ 地 番	武蔵村山市神明2丁目116番6
1 m ² 当たりの 価 格	124,000円/m ²
地 積	147m ²
供 給 処 理 施 設	水道、下水
前 面 道 路 の 状 況	南5m市道
交通施設との接近状況	「上北台」駅 1,700m
法 令 上 の 制 限	第1種低層住居専用地域(40, 80)
周辺土地の利用の現況	一般住宅が建ち並ぶ区画整然とした住宅地域

第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 公図写
- 3 建物図面・各階平面図写 (※新築時)

以 上

位置図



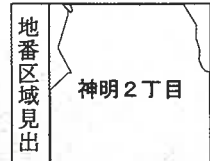
縮尺 1/10,000

株式会社 昭文社 発行
都市地図 より 複製

公 図 写



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請 求 部 分	所 在				武蔵村山市神明二丁目		地 番	54番1					
出 力 縮 尺	1/600		精 度 区 分		座 標 系 番 号 又 は 記 号		分 類	地図に準ずる図面		種 類	旧土地台帳附属地図		
作 成 年 月 日						備 付 年 月 日 (原 図)				補 記 事 項			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(東京法務局立川出張所管轄)

令和8年6月17日

東京法務局西多摩支局

登記官

A3をA4に縮小

請求番号：2-1

(1/1)

登記年月日：昭和50年5月7日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(東京法務局立川出張所管轄)

令和8年6月17日

東京法務局西多摩支局

A3をA4に縮小

54-1

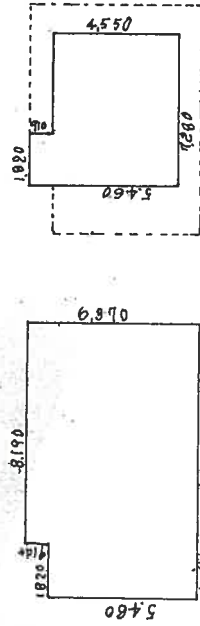
家屋番号 814-10

建物の所在 東京都武蔵野市大塚中蔵字向山814-10

神明2丁目 54-1

建築物階平面図 ※新築時

各階平面図



1階

2階

床積 $(10.010 \times 6.370) - (18.20 \times 7.10)$

床積 $(7.280 \times 4.550) + (18.20 \times 7.10)$

$= 62.1075 \text{ m}^2$

$= 34.7802 \text{ m}^2$

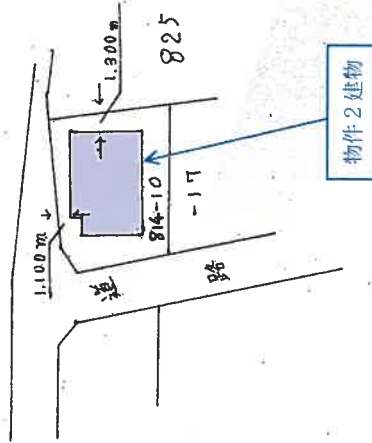
床面積

62.1075 m²

34.7802 m²

縮尺 1/200, 1/500

建物図面



312448

製作年月日 昭和50年6月4日

製作者

申請人

昭和五十年五月七日

S. 50.5.7